

道路改良會報告主任表

栃	茨	千	群	埼	新	長	兵	神	大	京	東	北	廳
木	城	葉	馬	玉	瀧	崎	庫	奈	川	阪	都	海	府
縣	同	道	道	道	縣	同	土	道	同	道	土	道	官
		路	路	路			木	路		路	木	路	
		主	主	主			課	主		主	課	課	
屬		事	事	事	屬		長	事		事	長	長	職
荒	神	武	中	折	橋	上	村	富	奧	丹	正	遠	氏
川	田	田	村	田	本	野	山	藤	村	羽	木	山	
登	一	省	角	五	忽	節	喜		泰	氏	虎	信	
利	郎	吾	治	剛	五	節	一		助	行	藏	一	
松	郎	吾	治	剛	郎	夫	郎	弘	助	行	藏	郎	名
								副					副
								縣					主
								屬					任
								丸					職
								野					氏
								豐					名

富石福秋山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈

山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良

縣道同土縣土縣縣縣道道縣道土土道土  
路木木木木木木木木木木木木木木木木  
技課課課課課課課課課課課課課課課課  
屬手長屬長手師手事長記事長事長事長

三宇川中東真下齋大小山足久島百勝保吉  
川垣越限海島田藤機山立米中瀬又田田  
晉勢伊林半寅三直彌一源平藤壽恭三治新  
一達篤吉郎郎亮郎八內一七七一郎郎一登



◎本會役員の帝國經濟調查會議員

本會の役員であつて帝國經濟調查會議員を仰付けられた諸氏は左の通りである。

評議員

男爵 中島久萬吉

淺野總一郎

小池國三

團 琢 磨

服部金太郎

木村久壽彌太

山下龜三郎

大橋新太郎

杉浦宗三郎

山田英太郎

串田萬藏

堀田貢

志村源太郎

神戸舉一

松木幹一郎

土方久徵

矢野恒太

馬越恭平

男爵 郷 誠之助

池田成彬

杉原榮三郎

松岡均平

門野重九郎

大川平三郎

藤山雷太

各務鎌吉

(以上評議員)

### ◎土佐交通協會の設立

交通制度の良否が、國民經濟生活に反映する所の大なるものであることは、遅蒔きながら各地方人士の頭に刻まれたが、扱て善良なる交通制度の發達を期する手段として、如何なる方法に依るべきやは、餘り具體的に研究され、實行されて居ないのである、土佐は………と言ふが、時勢の進運に鑑て、交通協會を設け運轉交通問題を講究實行する社團を創設した、南の風に打たれて、喜むだ人が覺醒したのである、此覺醒を本土にまで及ぼして貰いたい、その趣意書と會則は左の通りである。

### 土佐交通協會設立趣意書

歐洲大戰終熄以來今や世界各國は相率ひて文化的施設の擴充に銳意其の力を致さざるはなく其の國力の恢興を圖るに日も尙ほ足らざるの状態にあり。

我國に於ても亦列國と其の歩を一にし協力一致克く及時の施設を全ふし以て大勢に策應せざるべからず

惟ふに一國の文化の向上と富強繁榮は産業の隆昌に伴ひ産業の隆昌は運輸交通の整備に之れが資源を爲して促進せらる

べきは東西史乘の明かに示す處なり從て運輸交通の便否が國家の文化と其の富強繁榮を支配すると謂ふも敢て過言に非らざるべきを信ず斯く論じ來らば交通機關の職に在る者其の責任の重且つ大なることを自覺すると共に吾人は益々研鑽以て斯業の改善と其の發達を期せざるべからず

近時本縣海陸交通機關の設備稍や其の充實を見んとするの秋に當り獨り是等交通業者の集團機關を闕如せるは所謂畫龍點睛を缺くものにして到底交通機關の機能を完ふすること能はざるべく常に當業者の集會を要することの急を感ぜずんば非ず。

於是吾人本縣交通機關の職に在るもの度々會合して交通の政策設備及其の利用方法等交通に關する諸般の事項調査を攻究し且つ相互に知識を交換し關係者の連絡懇親を圖り以て本縣交通業の運用と其の發達に資せんとす幸に同感の士庶幾くば此の擧を翼賛せられ本會の目的を達成する爲めに力を致されむことを。

### 土佐交通協會會則

#### 第一章 名 稱

第一條 本會ハ土佐交通協會ト稱シ事務所ヲ高知市ニ置ク

## 第二章 目的

第二條 本會ハ土佐ニ於ケル運輸交通ニ關スル問題ノ講究決議ノ實行及會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

## 第三章 組織

第三條 本會ハ土佐ノ交通機關ニ關係アル者ヲ以テ組織ス

第四條 本會ニ入會セントスル者ハ會員ノ紹介ニ依リ役員會ノ承認ヲ得ヘシ

第五條 本會ヲ脫退セントスル者ハ其ノ旨届出ツヘシ

## 第四章 役員

第六條 本會ニ左 役員ヲ置ク

會長 壹名 副會長 壹名 理事 若干名

第七條 會長及副會長ハ總會ニ於テ推薦ス其ノ任期ハ一ケ年トス

會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會中事故アル時

ハ之ヲ代理ス

第八條 理事ハ總會ニ於テ選舉シ又ハ總會出席者過半数ノ決議ニ依リ便宜會長及副會長ノ指名ニヨリ選舉スルコトヲ得

其ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選スルモ妨ナシ

理事ハ會ノ事務ヲ處理ス

第九條 理事ハ常務理事一名會計理事一名ヲ互選ス

第十條 役員會ニ於テ必要ト認ムル時ハ顧問及相談役ヲ推薦スル事アルヘシ

第十一條 役員會ニ於テ必要ト認ムル時ハ事務員ヲ雇入スル事アルヘシ

## 第五章 會議

第十二條 役員會ヲ毎月一回總會ヲ毎年二回開催ス

第十三條 臨時役員會臨時總會ハ役員會ニ於テ必要ト認ムル場合又ハ會員ノ過半数ノ請求アル時之ヲ開ク

第十四條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ルモノトシ會長事故アル

トキハ副會長之ニ當リ若シ副會長ニ事故アルトキハ理事ヨリ互選ス

第十五條 總會及役員會ノ決議ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス但シ可否同數ノ場合ハ議長之ヲ定ム

## 第六章 會計

第十六條 本會ノ經費ハ會費ヲ以テ之ニ當テ會費ハ會員中ヨリ毎月壹圓ヲ徴收スルモノトス

第十七條 本會 經費豫算並ニ決算報告ハ役員會ノ決議ヲ經テ總會ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

## 第七章 附則

第十八條 會員中本會ノ體面ヲ汚損スルカ如キ行爲アリタルトキハ役員會ノ決議ニ依リ除名ス

第十九條 會則ノ變更及修正ハ總會ノ決議ニ據ル

第二十條 會則ニ規定セサル事項ハ役員會ニ於テ臨機處辨スル事アルヘシ